

給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況 (公表： 可 不可)

受講者名 (公表対象外)	研修会名及び 実施団体	受講年月日	研修内容 (自社内研修の場合に記入し てください)

○未受講の場合、その理由※非公表

※過去5年以内の受講が対象となります。

※公表には、当市ホームページ等への掲載を含みます。

※受講者名は、公表の対象ではありません。

※外部研修については、受講を証明する書類(受講者証等)の写しを添付してください。

※自社研修については、研修内容を記載してください。

《参考》

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。